

**【Q&A】 令和7年度埼玉県高齢者施設等食材料費補助事業補助金**

| 区分              | No. | 質 問  | 回 答  |
|-----------------|-----|--|--|
| 対象となる施設・事業所について | 1   | さいたま市(川越市、川口市、越谷市)に所在する事業所だが、補助金を申請することはできるか。                                  | 政令市、中核市に所在する事業所も対象となります。   |
|                 | 2   | 本社所在地が他県でも対象になるか。(事業所は埼玉県内)  | なりません。   |
|                 | 3   | 公設民営の指定管理施設も対象となるか。  | 公設民営を含む公立の施設・事業所も対象となります。  |
|                 | 4   | 令和8年2月1日からサービス提供を開始した。対象となるか。  | 対象となりません。「令和8年1月1日現在においてサービスを提供していること」が条件となりますので、令和8年1月2日以降にサービス提供を開始した施設・事業所は対象となりません。  |
|                 | 5   | 現在、諸事情でサービス提供を休止している。対象となるか。   | 対象となりません。「交付申請日において休止し、又は廃止していないこと」が条件となります。   |
|                 | 6   | 空床利用型の短期入所生活介護を実施している。対象となるか。  | 空床利用型の場合、本体施設(特養や老健など)の定員と重複しますので、対象外です。   |
|                 | 7   | 同じ建物に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と軽費老人ホームが併設されている。それぞれの施設・事業所について対象となるのか。              | それぞれの施設・事業所について対象となります。  |
| 補助単価・対象経費について   | 8   | 補助の対象である「食料品の購入等に係る経費」とはどのようなものをいうのか   | 入所者の食事提供に係る食料品の購入費、弁当の購入費、給食の外部委託費等となります。  |
|                 | 9   | 申請すれば必ずもらえるか(予算に限りはあるのか、先着等)   | 交付対象施設・事業所であり、誤りのない申請書類を一式ご提出いただければ原則として受給できます。先着等の考えはありません。ただし、予算の範囲内での補助となりますので、申請者数が多い場合は補助単価が減額となる可能性があります。                          |
| 併給について          | 10  | 市町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の補助金とどちらも支給を受けることができるか。                                | 本事業では補助金の対象経費を定めていませんので可能です。ただし、市町村の方で給付制限があることが考えられますので御注意ください。   |
|                 | 11  | 交付決定後に新たに市町村の同様の補助金に申し込みをした場合、返還となるか   | 併給可能な補助金ですので、返還の必要はありません。ただし、市町村の方で給付制限があることが考えられますので、市町村にご確認ください。   |
| 申請手続きについて       | 12  | FAXによる申請は可能か。  | FAXによる申請には対応していません。申請フォームから申請してください。   |
|                 | 13  | 光熱費の補助金と一括で申請することは可能か。   | それぞれ別の補助金となりますので、申請は別々に行ってください。  |
|                 | 14  | 申請は施設・事業所単位か、法人単位か。  | 原則は法人単位ですが、会計処理上の理由などがあれば、事業所単位や拠点単位での申請も可能です。   |
|                 | 15  | 介護保険事業所番号を複数持っている事業所(複数の介護保険サービスを提供)であるが、事業所番号ごとに申請の必要があるか。それともまとめて申請することは可能か。 | 「申請額算出内訳」にそれぞれの事業所を記入し、まとめて申請してください。この場合、「事業開始を確認できる書類」はそれぞれの番号分を添付してください(同一の根拠書類となる場合はその旨を記載した根拠書類を提出してください)。                           |
|                 | 16  | 申請の名義は法人代表者、施設・事業所の責任者のいずれか。   | 法人代表者名義です。事業所単位や拠点単位で申請する場合も、申請書の申請者欄には法人代表者の職氏名を記載してください。   |
|                 | 17  | 食材料費を支出した証拠書類を提出する必要はあるか。  | 支出したことの証拠書類の提出は不要ですが各施設・事業所で支出したことの証拠書類の保管をお願いします(令和9年度から5年間)。   |
|                 | 18  | 支払時期はいつになるか。   | 補助金の支払は実績報告書の提出後になります。実績報告書の審査終了後、令和8年6月下旬から順次支給予定です。実績報告書の審査完了までに時間を要した場合は支給が遅くなる場合があります。振込日を確認したい場合は、埼玉県高齢者福祉課(048-830-3247)へお問合せください。 |

| 区分 | No. | 質 問                           | 回 答   |
|----|-----|-------------------------------|---|
|    | 19  | 複数の口座に分けて入金してもらうことはできるか。      | 1つの申請で指定できる入金口座は1口座のみです。<br>口座を分ける必要がある場合は、申請も別々に行ってください。 |
|    | 20  | 同じ施設・事業所が、複数回補助を受けることはできるか。   | 補助金を受けることができるのは1回限りです。                                    |
|    | 21  | 支払先の口座に法人名義ではない口座を指定することは可能か。 | 可能ですが、事務局から個別に確認の連絡を入れさせていただく場合があります。                     |